

横須賀ホームビジット事業者登録規約

横須賀市（以下「市」とする。）では市内外の結婚・子育て世代から「住みたいまち」「住み続けたい」と思われるよう「住むまち」としての都市イメージの創造発信に取り組んでいます。この方策の一つとして、外国人が多く住んでいる横須賀ならではの環境を生かし、子どもから大人まで市民がいつでも英語でコミュニケーションを行うことができる「英語のまち」を目指したさまざまな取り組みを展開しています。

英語を実践する機会として市内で外国人家庭が提供する日帰り英語生活体験「横須賀ホームビジット（以下「本事業」とする。）」は、市、民間事業者及び市内在住または在勤の外国人が協力し、それぞれの役割を認識したなかで実施される取り組みです。

この取り組みが市内外の多くの人に利用され、また、充実したものになることで、「英語のまち」の実現、都市としての魅力の向上が図られると考えています。

本事業への登録を希望される事業者の皆様におかれましては、こうした本事業の趣旨をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただいたうえで、登録いただきますようお願いいたします。

（目的）

第1条 この規約は、市、民間事業者及び外国人が協力して実施する本事業における事業者登録及び日帰り英語生活体験の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とするものです。

（定義）

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

（1）登録事業者

本事業への登録を行った事業者をいいます。

（2）ホストファミリー

サービス利用者を受け入れ、日帰り英語生活体験を提供する外国人家庭をいいます。

（3）ホームビジットプログラム

登録事業者がホストファミリーを活用し、独自に提供する日帰り英語生活体験サービスをいいます。

（4）サービス利用者

登録事業者が提供するホームビジットプログラムに対価を支払い利用する人をいいます。

（5）事業者PRサイト

登録事業者が実施するホームビジットのサービス内容等を利用者に発信することを主な目的として、市が運営、管理するホームページをいいます。

(登録の対象となる事業者)

第3条 本事業に登録することができる事業者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 横須賀市内に店舗、事務所又は事業所を有している事業者
- (2) 個人事業者にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと
- (3) 法人にあつては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(登録事業者が提供するサービス等)

第4条 登録事業者は、次の各号に掲げることを行います。

- (1) 独自のホームビジットプログラムの企画、運営
- (2) 事業者PRサイトに掲載する情報等の提供
- (3) その他、本事業に必要な協力

(提供可能なホームビジットプログラムの範囲)

第5条 登録事業者が実施するホームビジットプログラムは、本市のブランドイメージを損なわないもので、かつ、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) その他本事業の趣旨にそぐわないと市長が判断するもの

(登録の手続き)

第6条 登録を希望する事業者は、登録申込書（第1号様式）により市に申し込みを行い、市は、事業者との協議を経て登録を行います。

2 市は、事業者が、第1項に定める申し込みを行った時点で、市と登録事業者との権利義務関係について定める本規約の内容に同意したものとみなします。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録を行った年度の3月31日までとします。

2 前項の規定に定める期限終了の1か月前までに、登録事業者又は市のいずれからも別段の申し出のないときには、有効期間を更新する申請があつたものとみなし、前項の規定に関わらず、有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

(登録内容の変更)

第8条 登録事業者は、登録内容を変更しようとするときは、登録内容変更申込書（第2号様式）により市に変更の申込みを行い、市は、登録事業者との協議を経て変更を行います。

(登録の取消し)

第9条 市は、次の各号いずれかに該当する場合には、登録を取消し、事業者PRサイトに掲載中の情報の削除を行うことができますものとしします。

- (1) 登録事業者が本規約に違反した場合
- (2) その他、登録事業者が提供するホームページプログラムの実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと市長が判断した場合

(登録の廃止)

第10条 登録事業者は、自己の都合により登録の廃止を申し出ることができます。

- 2 登録事業者は、前項の規定により登録の廃止を希望するときは、登録廃止届（第3号様式）により、市に届出を行わなければなりません。

(個人情報の保護)

第11条 市は、本事業の実施上必要となる個人情報を登録事業者から収集しますが、個人情報の収集、利用、管理、廃棄を横須賀市個人情報保護条例に従って適正に行い、情報の保護に努めます。

(事業者PRサイトの停止又は中断)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者に事前に通告することなく、事業者PRサイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとしします。

- (1) 事業者PRサイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により事業者PRサイトの運営ができなくなった場合
- (4) その他、市長が停止又は中断を必要不可避と判断した場合

- 2 市は、前項各号に定める事由により事業者PRサイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因して登録事業者が被った損害について免責されるものとしします。

(事業者PRサイトの権利帰属)

第13条 事業者PRサイトに関する知的財産権は、市に帰属するものとしします。また、

事業者登録は、事業者PRサイトに関する知的財産権の市長からの使用許諾を意味するものではありません。

(保証の否認及び免責)

第14条 事業者登録及び事業者PRサイトにおける登録事業者の情報掲載は、登録事業者がホームビジットプログラムを提供する事業者であることをホストファミリーおよびサービス利用者に対して紹介するためのものであって、市が登録事業者の提供するプログラムの販促、顧客斡旋、集客効果等を保証するものではありません。また、市は、登録事業者が社会的実在であること、権利能力及び行為能力を有していること等につき、如何なる保証も行うものではありません。

2 登録事業者は、登録内容が事業者に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、事業者登録及び事業者PRサイトにおける情報掲載は、市が登録事業者に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

3 市は、登録事業者とサービス利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して登録事業者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

4 前3項に規定するもののほか、本事業に関連して登録事業者とサービス利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとします。

(登録事業者の責務)

第15条 登録事業者は、ホームビジットプログラムの企画・運営について一切の責任を負うものとします。

2 登録事業者は、登録内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び登録内容に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとします。

3 登録事業者は、この規約に違反することにより、市に損害を与えた場合、市に対し、その損害を賠償しなければなりません。

4 登録事業者は、本事業に関連してホストファミリー、サービス利用者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合には、登録事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 登録事業者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部または一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(規約の変更)

第17条 この規約の内容は、必要に応じ、登録事業者の事前の承諾を得ることなく、市により変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、事業者PRサイト上での掲載の方法のみによって行いますので、登録事業者は、サイト上で最新の規約を確認してください。

(その他の規程等)

第18条 事業者PRサイト内に随時掲載、追加する附則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第19条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、登録事業者と市との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、横須賀簡易裁判所又は横浜地方裁判所とします。

(協議解決)

第20条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、登録事業者及び市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

附 則

この規約は、平成28年9月1日から施行します。